

兵庫教区教務所発 第360号
2023(令和5)年12月19日

兵庫教区各組

組長様

兵庫教区教務所長
松本 隆英



兵庫教区佛教婦人会連盟 任期満了に伴う新委員の報告について(ご依頼)

謹啓 慈光照護のもと、貴職におかれましては益々ご清祥にて宗務ご精励のこととお慶び申しあげます。また、平素より当連盟の活動に格別のご協力を賜っておりますこと厚く御礼申しあげます。

さて、この度、2024(令和6)年3月31日をもちまして、兵庫教区佛教婦人会連盟役員の任期が満了となります。つきましては、各組仏婦連盟より新たな委員をご選出いただき、教務所までご報告くださいますようご依頼申しあげます。

なお、宗派仏婦総連盟評議員の選出にあたり年齢制限があり、また教区仏婦連盟規約にもありますように、できる限り65歳未満の方のご選出をお願い申しあげます。

記

1. 依頼内容 新委員の選出ならびに改選報告届の提出

2. 任 期 2024(令和6)年4月1日～2027(令和9)年3月31日

【3会計年度】

3. 選出基準 単位会に所属する仏婦会員

4. 報告期限 2024(令和6)年2月29日(木)

5. 同封物 (1) 兵庫教区佛教婦人会連盟 委員改選報告届(1部)

(2) 交通費明細書(1部)

(3) 兵庫教区佛教婦人会連盟規約(1部)

(4) 仏婦委員宛 新役員選出のご依頼(1部)

6. その他 組仏婦委員宛に、同封のご依頼状をお送りしております

期限を越えてのご報告となる場合は教務所までご一報ください

以上

兵庫教区教務所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通8-1-1
078-341-5949 FAX078-341-8526 E-mail:hyogobuppu@gmail.com

兵庫教区教務所発 第361号
2023(令和5)年12月19日

兵庫教区佛教婦人会連盟

各組委員様

兵庫教区教務所長
兵庫教区佛教婦人会連盟会長
松本 隆英



兵庫教区佛教婦人会連盟 任期満了に伴う新委員の選出について(ご依頼)

謹啓 慈光照護のもと、委員の皆様におかれましては益々ご清祥にてお念佛ご相続のこととお慶び申しあげます。また、平素より当連盟の活動にご尽力くださいますこと、厚く御礼申しあげます。

さて、この度、2024(令和6)年3月31日をもちまして、兵庫教区佛教婦人会連盟役員の任期が満了となります。つきましては、各組佛婦連盟より新たな委員をご選出くださいますようご依頼申しあげます。

なお、宗派佛婦総連盟評議員の選出にあたり年齢制限があり、また教区佛婦連盟規約にもありますように、できる限り65歳未満の方のご選出をお願い申しあげます。

記

1. 依頼内容 新委員の選出
2. 任期 2024(令和6)年4月1日～2027(令和9)年3月31日【3会計年度】
3. 選出基準 単位会に所属する佛婦会員(できる限り65歳未満)
4. 報告期限 2024(令和6)年2月29日(木)
5. 報告方法 組長様へ新委員をご報告ください
※報告届の書類は組長様宛に送付しております
6. 同封物 兵庫教区佛教婦人会連盟規約(1部)
メールアドレス・LINE登録のお願い(1部)
7. お願い 新委員様へ「メールアドレス・LINE登録のお願い」をお渡しのうえ、ご登録をお勧めください

以上

兵庫教区教務所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通8-1-1
TEL 078-341-5949 FAX 078-341-8526 E-mail:hyogobuppu@gmail.com

【 兵庫教区仏教婦人会連盟 委員改選報告届 】

2024（令和6年）月 日

兵庫教区教務所長
松本 隆英 殿

組 組長

印

この度の任期満了に伴う役員改選につき、下記の通り新たに委員を報告いたします。

任 期	2024（令和6）年4月1日～2027（令和9）年3月31日		
フリガナ			
名 前			
所 属 寺	寺 寺院番号(18—)		
住 所	(〒 —)		
連絡先	TEL ()	携帯 ()	
	FAX ()	E-mail	
生年月日	西暦	〔昭和 平成〕	年 月 日(歳)
添付書類	交通費明細書		

【提出期限】2024（令和6）年2月29日（木）

以 上

兵庫教区教務所 御中

組仏婦委員

組

寺

名 前

(印)

交通費明細書

	往復料金	内訳 ※路線と駅名をご記入ください。	
ご自宅 (最寄りの駅・バス停) 	円	~	(電車・バス)
	合 計	円	

《確認事項》

- ・JR・私鉄・路線バス等の公共交通機関の普通運賃及び特急・急行料金をご記入ください。
- ・往復100キロ以上の場合は、特急料金にて算出できます。
- ・駅(バス停)～駅(バス停)の区間ごと、乗り物ごとに分けてご記入ください。
ただし、JR区間での乗り継ぎについては、まとめた金額(特急料金を含む)をご記入ください。
- ・JRのグリーン料金、また指定席料金は支給いたしません。
- ・自家用車を利用される区間についても、公共交通機関の料金に換算のうえご記入ください。
- ・タクシー料金、また駐車料金は支給いたしません。
- ・税務指導に基づきご提出いただきますので、区間ごとの正確な往復料金をご記入ください。
- ・ご記入について不明な点がありましたら教務所へお問い合わせください。

【兵庫教区教務所】

〒650-0011 神戸市中央区下山手通8-1-1

FAX : 078-341-8526 TEL : 078-341-5949 E-mail : hyogo@modan-t.or.jp

浄土真宗本願寺派 兵庫教区仏教婦人会連盟規約

昭和34年12月2日
改正平成5年5月21日
改正平成23年7月1日

第1章 総 則

- 第1条 この連盟は、浄土真宗本願寺派、兵庫教区仏教婦人会連盟（以下「連盟」）と称し、事務所を兵庫教区教務所（兵庫県神戸市中央区下山手通8-1-1）内におく。
- 第2条 この連盟は、各地域における仏教婦人会運動の振興を図るため、総連盟及び登録仏教婦人会相互の連絡、協議、研修並びに仏教婦人会活動の調査、研究等を行うことを目的とする。
- 第3条 この連盟は、前条の目的に賛同し、総連盟及び本連盟に加盟登録した婦人会をもって組織する。
- 第4条 この連盟は、次に掲げる事業を行なう。
- 1、各種行事及び研修会の開催
 - 2、幹部及び若婦人の養成
 - 3、教区及び各教化団体の行う行事事業の協力
 - 4、その他必要な事業

第2章 役 員

- 第5条 この連盟に、次の役員を置く。
- | | |
|--------|-----|
| 一、会長 | 1名 |
| 二、委員長 | 1名 |
| 三、副委員長 | 2名 |
| 四、常任委員 | 若干名 |
| 五、委員 | 若干名 |
| 六、監査員 | 2名 |
- 2 役員の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。
- 第6条 会長は、兵庫教区教務所長があたり、この連盟役員を委嘱し、又、連盟と宗務機関との円滑なる連絡をはかるとともに、本連盟の運営に協力援助する。
- 2 委員長は、委員会によって委員のなかより互選されたものがあたり、本連盟を代表し、その運営全般を統理する。
 - 3 副委員長は、委員会によって委員のなかより互選し、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 4 常任委員は、委員のなかより互選し、委員長を助けて、連盟の運営にあたる。
 - 5 委員は、組仏教婦人会連盟の推薦した者があたり連盟の運営を協議する。但し、委員就任時に65歳未満である者が望ましい。
 - 6 監査員は、委員会において委員のなかより選出し、本連盟の経理を監査する。

第3章 参 与

- 第7条 この連盟に、参与をおくことができる。
- 2 参与は、歴代委員長及び学識経験者等を常任委員会で推薦し連盟会長が委嘱し、連盟の運営に協力援助し指導にあたる。

第4章 会 議

- 第8条 この連盟の会議は、委員会、常任委員会及び総会とする。
- 2 委員会は、毎年2回以上開催し、委員長がこれを招集しその議長とする。
 - 3 委員会は、次に掲げる事柄について決議する。
- 一 事業に関する事柄
 - 二 予算及び決算に関する事柄
 - 三 規約変更に関する事柄
 - 四 その他必要な事項
- 第9条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって組織し、委員長が招集する。
- 2 常任委員会は、次に掲げる事項について審議する。
- 一 委員会の委嘱した事項
 - 二 委員会に提出する事項
 - 三 緊急な事項について委員会を招集することができないとき、委員会の職務代行すること
- 第10条 総会は、登録単位会員をもって組織し、委員長が招集する。
- 2 総会は、毎年1回開催し、この連盟運営について協議し、委員会で議決された事項を承認する。但し、必要ある場合は、臨時総会を招集することができる。
 - 3 総会に、議長及び副議長各1名をおき、委員のなかより選出する。
- 第11条 この連盟の運営上、特に必要あるときは委員会の議決をもって各種委員会を設けることが出来る。

第5章 事務局

- 第12条 この連盟の事務一般は、兵庫教区教務所職員が従事する。

第6章 会 計

- 第13条 この連盟の経費は、登録単位会会費、助成金及びその他収入をもってあてる。
- 2 本連盟の登録単位会会費は委員会にて決議し、総会において承認を得るものとする。
 - 3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成23年7月1日より施行する

新委員の
皆さまへ

メールアドレス・LINE 登録のお願い

兵庫教区仏婦連盟では、組委員の皆様に

- 会議・行事等の内報
- オンライン会議（Zoom）へのご招待
- 緊急時のご連絡

などをスムーズに行えるよう、「メール」と「LINE」の活用を進めています。連盟の円滑な運営のために、下記の通り、メールアドレスとLINEのご登録へご協力をお願いいたします。



メールアドレスの登録

hyogobuppu@gmail.com ヘメールをお送りください

※本文に【組名・お寺名・お名前】をご記載ください



LINE の登録



左のQRコードを読み取って
友達登録をお願いします

ご不明な点等ございましたら、
教務所仏婦担当（山月・森岡）
までお問合せください

兵庫教区教務所
TEL：078-341-5949 FAX：078-341-8526



お願
いし
ま
す